

○名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付要綱

平成29年7月31日

告示第156号

改正 平成31年4月19日告示第81号

令和3年7月1日告示第147号

令和5年6月29日告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を改修し利活用することにより、空き家の解消・住宅の質の向上及び住宅住環境の保全に繋がることを目的とし、空き家の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、その交付に関して、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、名護市内に存する一戸建ての住宅で、居住の用に供する建築物のうち、居住する者のないことが常態であって、その期間がおおむね1年以上であるものをいう。ただし、別荘、建売住宅及び不動産業を営む者又はこれと同等と認められる者が所有するものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第13条の規定による実績報告書の提出日までに、本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 申請者及び申請者と同一世帯に居住する者が、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 補助を受けようとする工事について、国、県、又は市の他の制度による補助又は扶助を受けていない（当該補助又は当該扶助の対象外となる工事を除く。）こと。

(補助対象工事の施工者)

第4条 補助対象工事を施工できる者は、本市に本社若しくは営業所を有する法人又は本市に住民登録をしている個人施工業者でなければならない。

(補助対象工事等)

第5条 補助対象工事は、次のいずれかに該当する空き家の工事とする。

- (1) 既存住戸内の間取りを変更する工事
- (2) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修
- (3) 給排水、電気又はガス設備の改修
- (4) 屋根、外壁等の外装の改修
- (5) その他市長が空き家の有効活用に資するとして認める改修工事

2 補助対象工事は、同一の空き家について1回に限り施工できるものとする。

(補助対象外となる工事又は経費)

第6条 補助の対象外となる工事及び経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者自ら行う工事に要する経費
- (2) 下水道接続工事（浄化槽設備の工事を含む。）
- (3) 国、県又は市の他の制度において、補助又は貸付を受ける経費
- (4) 既存住宅の増築工事

(補助対象工事期間)

第7条 補助対象となる工事期間は、補助金交付決定を受けた日から当該年度の2月末日までとする。ただし、市長は必要に応じて当該工事期間を変更することができる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の40パーセントに相当する額とし、当該補助金の額が40万円を超える場合は、40万円を限度とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第9条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報等取得同意書兼個人情報等調査書（様式第2号）
- (2) 工事費用見積書の写し
- (3) 空き家の外観写真及び工事（予定）箇所の写真（様式第3号）
- (4) 空き家を借家又は売買予定の場合は、空き家の所有者の工事承諾書及び水道利用状況確認同意書（様式第4号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認が必要な工事を行う場合は、同法第6条又は第6条の2の規定による確認済証の写し
- (6) 市税等に滞納がないことが確認できる書類
- (7) 施工業者の所在地が確認できる書類

- (8) 交付申請の日の前から1年以上、居住者又は利用者が居なかったことが分かる書類
- (9) 確認及び宣誓書（様式第5号）
- (10) 名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付申請委任状（様式第6号。第17条の規定により申請手続を代理に委任する場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けた後、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業活用後、補助対象者又は借受人が居住すること。
- (2) 補助事業を営利目的のために活用しないこと。
- (3) 補助対象工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって補助事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (5) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得等した財産には、処分の制限があること。
- (7) 補助対象者の要件その他補助金の交付要件を満たさないときは、補助金の交付を取り消し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずることがあること。
- (8) 必要に応じ、工事遂行状況に関し補助決定者に報告を求め、又は職員に実施検査を行わせること。

3 市長は、申請書類を審査し、補助金を交付することが不適當と認めたときは、名護市空き家住宅改修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 前条の規定による申請後、当該申請者が自己の都合により当該申請を取り下げの場合は、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第9号）を市長に提

出するものとする。

(申請事項の変更又は廃止)

第11条 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する補助事業の変更又は廃止は、名護市空き家住宅改修支援事業計画(変更・廃止)承認申請書(様式第10号)によるものとし、当該変更又は廃止に関する書類を添えなければならない。

2 前項の変更申請の許可は、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付変更等決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(工事着手届)

第12条 補助対象者は、工事に着手したときは、速やかに名護市空き家住宅改修支援事業工事着手届(様式第12号)に、契約書、請負書又は契約の証明になる書類の写しを添えて、市長に届出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、工事完了した日から起算して30日以内又は交付決定した日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日まで名護市空き家住宅改修支援事業補助金実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書の写し

(2) 空き家の外観写真及び工事箇所の写真(施工前・施工中・施工後)

(3) 施工業者の工事完了証明書(様式第14号)

(4) 空き家が借家の場合、空き家の所有者の工事完了確認書(様式第15号)及び賃貸借契約書の写し

(5) 補助対象者が当該空き家を売買により取得する場合は、売買契約書の写し又は所有者移転がわかる書類(登記全部事項証明書等)

(6) 建築基準法の規定により建築確認が必要な工事を行った場合は、同法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた後、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付確定通知(様式第16号)により、当該補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第15条 補助金交付請求は、名護市空き家住宅改修支援事業補助金交付請求書（様式第17号）によるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが認められたときは、補助金返還命令書（様式第18号）により、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(代理人への委任)

第17条 補助対象者は第9条、第10条第1項、第10条第3項及び第11条から第13条までに規定する申請、届出及び報告の手続を代理人に委任することができる。

(補則)

第18条 規則第9条の事情変更による決定の取消し等、規則第14条の是正のための措置その他この補助金交付の施行に必要となる様式は、その都度定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日告示第147号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年6月29日告示第130号）

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。